

産業技術センター高度技術研究館清掃業務 特記仕様書（1）

1 適用

この仕様書は、産業技術センター高度技術研究館における清掃業務（以下「業務」という。）について定める。

2 業務履行場所

秋田市新屋町字砂奴寄4-21 産業技術センター高度技術研究館

3 業務履行期間

自 令和 8年 4月 1日

至 令和 9年 3月31日

4 業務の概要

(1) 日常清掃は別表のとおりとする。

(2) ゴミ処理

(ア) 研究館内のゴミは毎日回収するものとし、その回収については可燃物、不可燃物及び資源ゴミ（紙類・缶類・ビン類・その他）に区分して所定の保管庫へ回収する。

(イ) 回収したゴミはその区分毎に排出量を毎日測定し、発注者に報告する。

(ウ) 保管庫の鍵は必要の都度発注者から借り受けし使用する。

(エ) ゴミの投棄は、週2～3回行うものとする。

(3) 定期清掃作業

(ア) 窓ガラス清掃（館内及びエントランス、風除室も含む） 年1回

(イ) 床面ワックス清掃（部分剥離及びワックスがけ）2,180㎡ 年1回
部分剥離する箇所は、発注者と汚れ等を確認し決定する。

(ウ) カーペットクリーニング 1,846㎡ 年1回

(4) 作業時間

8:30～16:30の間に行うものとする。

5 経費の分担

(1) 発注者負担分

(ア) 清掃上必要な施設及び設備

(イ) 清掃に係る光熱水費

(ウ) トイレットペーパー

(エ) ゴミ袋

(2) 受注者負担分

清掃用具一式（ワックス、洗剤、水石鹼等の消耗品を含む）

6 その他

(1) 業務責任者は、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士、業務経験6年以上程度の者のいずれかの資格等を有する者を専任すること。

(2) 清掃作業に従事する者の名簿を提出すること。（男女の別、年齢、資格等）

(3) 清掃作業に従事する者は施設の環境にあった清潔な被服を着用すること。

(4) 清掃作業中の災害・事故等については受注者の責任とする。

7 窓ガラス枚数

箇所	階	枚数	窓枠サイズ	ガラスサイズ(mm)
○北側	1	14	1475×1475	1220×1200
	2	24	1475×1475	1220×1200
	3	2	1475×1475	1220×1200
	3	1	1570×1475	1400×1200
○南側	1	22	1475×1475	1220×1200
	2	22	1475×1475	1220×1200
	3	8	1475×1475	1220×1200
○西側（後ろ側）	1	2	1475×1475	1220×1200
	2	3	1475×1475	1220×1200
○屋上 （リフレッシュコーナー上）		10	1025×1000	910×910